

佐賀県告示第300号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条の規定により、星賀港臨港地区内の分区を次のとおり指定する。

なお、星賀港臨港地区内の分区の指定（平成20年佐賀県告示第39号）は、廃止する。

平成26年 8 月 1 日

佐賀県知事 古 川 康

星賀港臨港地区内分区指定

分区	区域	面積
商港区	唐津市肥前町星賀の一部	約0.5ヘクタール

関係図書は、佐賀県県土づくり本部交通政策部港湾課及び唐津土木事務所において縦覧に供する。